

Ⅲ 地域保健福祉課の業務概要

地域保健福祉課は、保健師関係指導事業、母子保健事業、成人・老人保健事業、一人ひとりに応じた健康支援事業、自殺対策推進事業、地域・職域連携推進事業、栄養改善事業、精神保健福祉事業並びに児童福祉、母子福祉、障害福祉等の社会福祉関係事業を主要業務としている。

管内市町村や医療・福祉・学校等関係機関と連携して、地域保健の充実に努め、地域住民の健康づくり活動への支援、環境整備に努めるとともに地域福祉の推進に努めた。

1 保健師関係指導事業

地域保健活動の推進のため、管内保健師業務研究会は災害時保健活動をテーマに書面開催を実施した。また、所内保健師研究会を開催し、保健師の資質向上と連携強化を図った。

2 母子保健事業

管内の母子保健事業が円滑に推進されるよう、母子保健推進協議会、母子保健担当者会議を開催し、市町村、管内医療機関、地域の関係機関等と現状や課題の分析を行った。

併せて、母子保健関係者研修会の開催及び「ダウン症児等長期療養児親の会」の支援を行った。

さらに、小児慢性特定疾病医療費助成や特定不妊治療費助成の申請時に、相談対応を行い、情報提供に努めた。

3 成人・老人保健事業

がん検診受診率の向上を図るため、管内市町村の推進員等のがん検診推進委員育成講習会を実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点より中止とした。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた確かな自己管理ができることを目的に、健康相談を実施した。

5 総合的な自殺対策推進事業

平成 28 年に自殺対策基本法が改正され、すべての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされた。当センターでは、当センターで実施する研修会等で、啓発チラシの配布を行った。

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健が連携して、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備するために、協議会と作業部会を開催し、共同事業により糖尿病重症化予防について普及啓発を行った。

7 栄養改善事業

地域住民一人ひとりが、健やかによりよい生活が送れるよう病態栄養教室の開催、食品販売店における適切な栄養成分表示等の啓発とともに地域の食生活改善及び健康づくりを推進した。

給食施設指導では、集団指導の実施に加え、必要に応じて電話等での個別指導を行うことで栄養管理ならびに衛生管理の向上及び従事者の資質の向上に努めた。

8 歯科保健事業

例年難病及び障害者等に対し講習会等を実施することで、歯及び口腔内の健康増進を図っているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全事業を中止とした。

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、入院事務等の業務のほか、精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問を随時行うとともに、精神科嘱託医による精神保健福祉相談を実施した。平成30年度より精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のため、実務者会議に参加し、また委託事業所とともに代表者会議を開催し、長生圏域における精神保健福祉の総合的な対策を検討した。

10 肝炎治療特別促進事業

「千葉県肝炎治療特別促進事業」として、B型及びC型肝炎に対する抗ウイルス治療（インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療）への公費による助成制度を実施している。

11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

「千葉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」として、B型及びC型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の外来及び入院医療費への公費による助成制度を実施している。

12 難病対策事業（指定難病等医療費助成事業）

平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、令和3年11月には、医療費助成の対象疾病（指定難病）が338疾病に拡大された。

また、難病患者や家族の療養上の不安等に対し、情報提供や相談対応等の難病相談事業を行っている。

13 受動喫煙対策

健康増進法の一部を改正する法律により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙になり、令和2年4月1日から多くの人々が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行った。

1 4 市町村支援

関係機関・団体との連携を図り、地域の保健福祉の推進を図るため管内市町村の健康づくり推進協議会、障害者福祉計画策定委員会等に参加した。

1 5 福祉関係事業

民生委員・児童委員の委嘱や活動費等に関する事務、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による業務、管内町村の生活保護費等の経理・医療・介護に関する事務を行っている。

また、家庭相談員による児童・家庭問題の相談業務、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事務、高齢者福祉、身体・知的障害者福祉事務等地域福祉の推進を図るため、管内関係機関と密接な連携のもと、地域における社会福祉行政の円滑な推進に努めた。

さらに、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく相談や啓発活動を実施するとともに、「配偶者暴力相談支援センター」として DV 被害者の相談に応じ、関係機関と連携を図り支援している。

1 保健師関係指導事業

保健師は地域保健活動の推進のため管内保健師業務研究会、所内保健師研究会等を開催し、保健師の資質向上と連携強化を図った。

(1) 管内概況

管内保健師の就業状況は、令和3年4月1日現在、保健所8名（地域保健福祉課4名、健康生活支援課4名）市町村55名である。

表1－(1) 管内保健師就業状況（令和3年4月1日現在）（単位：人）

区 分 年 度	総数	保健所	市 町 村			
			保健衛生	福祉	介護保険	その他
令和元年度	57	8	34	5	9	1
令和2年度	62	8	37	5	8	4
令和3年度	63	8	39	4	9	3
茂原市	21	-	17	2	2	-
一宮町	7	-	4	-	2	1
睦沢町	6	-	3	1	1	1
長生村	7	-	5	1	1	-
白子町	6	-	5	-	1	-
長柄町	5	-	3	-	1	1
長南町	3	-	2	-	1	-

(2) 保健所保健師活動

保健所保健師は、関係機関・関係職種と連携を図りながら、広域的・専門的な各種保健指導業務を実施した。

表1-(2) 家庭訪問等個別指導状況 (令和4年3月31日現在) (単位:件)

種別	家庭訪問		訪問以外の保健指導				個別の連携・連絡調整
	実数	延数	面接		電話	メール	延数 (再掲:会議)
			実数	延数	延数	延数	
総数	202	395	663	870	15,739	205	6,464 (23)
感染症	19	31	2	5	6,844	10	2,100 (0)
結核	16	62	22	114	215	0	41 (0)
精神障害	60	137	22	71	458	23	196 (16)
長期療養児	2	3	57	59	84	3	39 (1)
難病	27	84	65	86	276	4	144 (5)
生活習慣病	-	-	-	-	-	-	- (-)
その他の疾病	-	-	62	90	3	157	- (-)
妊産婦	-	-	1	1	-	-	1 (1)
低出生体重児	-	-	-	-	-	-	- (-)
(未熟児)	-	-	-	-	-	-	- (-)
乳幼児	-	-	15	15	2	-	- (-)
その他	78	78	417	429	7,857	8	3,943 (0)
訪問延世帯数	125	273					

(3) 保健師関係研修(研究)会実施状況

ア 管内保健師業務連絡研究会

表1-(3)-ア 管内保健師業務連絡研究会実施状況

開催年月日	テーマ	主な内容	参加人員
令和3年 8月31日	災害時保健活動	書面開催 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 ニュースレターを作成し送付した。 ・千葉県災害時保健活動ガイドラインを 活用し、災害時保健活動の流れについて 記事を作成した。 ・コロナ禍の風水害発生時の対応につい て、記事を作成した。 ・配付後は記事について質問や意見を聴 取した。	62 名

※新型コロナウイルス蔓延防止の観点より、第3回は中止となった。

イ 所内保健師研究会

表1-(3)-イ 所内保健師研究会実施状況

開催年月日	主な内容	参加人員
令和3年 5月27日	・所内の現任教育について ・各課の事業について ・感染症リーダー研修会復命	8名
令和3年 8月3日	・各課事業の進捗について(書面回覧)	8名
令和3年 10月1日	・台風16号の対応について (台風接近に伴い、当日第1配備となったため)	8名
令和3年 12月8日	・現任教育について ・新型コロナ感染症の対応について	8名
令和4年 3月15日	・現任教育の評価について	6名

ウ 保健所保健師ブロック研修会

保健所保健師ブロック研修会の黒潮ブロックは、長生、夷隅、安房、君津、市原の5健康福祉センターが輪番で研修会を開催しているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施されなかった。

表1-(3) ウ 保健所保健師ブロック研修会実施状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施せず	

エ 管内新任保健従事者等研修会

管内の市町村に新規採用された保健従事者を対象に、集合研修を予定していたが新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点より中止となった。

(4) 管内看護管理者研修会

表1-(4) 看護管理者研修状況

開催年月日	主 な 内 容	参加人員
令和3年 6月1日	<p>【対象者】管内訪問看護ステーションの管理者</p> <p>【内 容】「訪問看護における感染対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションにおける新型コロナウイルス感染症対策の取り組み ・グループワーク ・新型コロナウイルス発生時の保健所の対応 	13名

2 母子保健事業

母子保健法の改正により、平成9年度から住民に身近な一時的サービスは市町村に一元化され、保健所は専門的、技術的サービスを担うことになった。

専門的・広域的な母子保健の体制整備を目的として、ライフステージに応じた切れ目ない支援に資するための研修会や協議会等を開催した。

(1) 母子保健推進協議会

母子保健法に基づき、管内母子保健事業において、妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を行うために、実施体制等について協議を行った。

表2-(1) 母子保健推進協議会実施状況

開催年月日	委員数	主な協議内容
令和4年1月 (書面開催)	16名	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止の観点により書面開催とした。 議題：特別な配慮が必要な母子への支援 ① 令和3年度長生保健所母子保健事業・母子保健推進協議会の取り組みについて ② 母子保健に関する状況 ③ 長生保健所管内子育て世代包括支援センター・産後ケア事業実施状況 ④ 特別な配慮を必要とする妊産婦への支援状況

(2) 母子保健従事者研修会

母子保健に従事する者の資質の向上を目的とし研修会を実施した。年度内2回を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2回分を1日で開催できるよう、内容を見直し実施した。

表2- (2) 母子保健従事者研修会実施状況

研修会の名称	開催年月日	参加者数 ・職種	内 容
母子保健従事者 研修会	令和3年 12月 (書面開催)	市町村保 健師	テーマ「新型コロナウイルス流行下における母子保健について」 執筆：千葉県精神保健福祉センター 石川 真紀 医師 テーマ「外国人妊産婦の日本での出産・子育て」資料作成協力：茂原市国際交流協会 添付資料：「ハローちば」千葉県総合企画 部国際課

(3) 母子保健に関する連絡調整会議

出産後の母子の心身のケア、育児サポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を目的として、各市町村が行う産後ケア事業について情報提供・共有を行った。

表2- (3) 母子保健に関する連絡調整会議実施状況

開催年月日	参加者数 ・職種	主 な 協 議 内 容
令和3年7月 (書面開催)	市町村保健師	①産後ケア事業開始後の情報共有 ②外国人やメンタルヘルスケアが必要な妊産婦への支援について

(4) 人工妊娠中絶届出

母体保護法第 25 条により、医師から届け出された人工妊娠中絶実施報告に基づき妊娠週数別年齢階級別に届出数を記載した。ただし、届出数は管外分も含まれる。

表 2 - (4) 人工妊娠中絶届出状 (単位：人)

区分 妊娠週数	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年 度									
			総 数	20 歳 未 満	20 歳 以 上	25 歳 以 上	30 歳 以 上	35 歳 以 上	40 歳 以 上	45 歳 以 上	50 歳 以 上	不 詳
総 数	17	34	37	4	5	10	4	9	4	1	-	-
満 7 週以前	8	19	26	2	4	6	3	7	3	1	-	-
満 8 週～満 11 週	9	15	10	1	1	4	1	2	1	-	-	-
満 12 週～満 15 週	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
満 16 週～満 19 週	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
満 20 週～満 21 週	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 特定不妊治療費助成事業

千葉県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、平成 17 年 1 月より特定不妊治療（体外受精・顕微授精）対象者に経費の助成を行なっている。平成 27 年度より初回の助成額が 15 万円から 30 万円に拡充され、男性不妊治療への助成も開始された（平成 28 年 1 月 20 日以降の治療終了者）。令和 3 年 1 月 1 日以降の治療終了者から所得要件が撤廃され、事実婚の夫婦も対象に含まれることになった。また、2 回目以降の治療についても助成額が 30 万円（採卵を伴わなければ 10 万円）に拡充された。

表 2 - (5) 特定不妊治療費助成実施状況 (単位：件)

年度・市町村	件数		延件数内訳			
	実件数	延件数	体外受精	顕微授精	男性不妊	その他
令和元年度	61	104	28	36	-(0)	40
令和2年度	49	77	20	18	-(1)	39
令和3年度	93	150	30	58	-(1)	62
茂原市	64	101	※男性不妊の件数は男性不妊治療単独の助成件数であり、()内の数値は、特定不妊治療を伴う男性不妊治療の助成件数である。			
一宮町	8	15				
睦沢町	2	5				
長生村	10	16				
白子町	6	10				
長柄町	2	2				
長南町	1	1				

(6) 不妊・不育相談事業

県内 4 保健所（松戸・印旛・長生・君津）で実施していた医師や助産師による不妊相談は令和 2 年 3 月末で終了し、「千葉県不妊・不育専門相談センター」で専門相談を実施している。各保健所での保健師等の職員による相談は従来通り実施している。令和 3 年度は特定不妊治療費助成事業の窓口申請時や電話により保健師が相談対応し、必要時に「千葉県不妊・不育専門相談センター」を案内した。

表 2 - (6) 不妊講演会実施状況

開催年月日	内容	対象	参加者数
令和 3 年 11 月 ～令和 4 年 2 月	講演：「ライフイベントの選択」 講師：亀田総合病院生殖医療科 医師 新型コロナウイルス感染症の感染対策として、事前に講師の講演動画を作成し高校にデータを提供する形で実施した。	県立茂原 高等学校 3 年	200 人

(7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度事業

対象は慢性疾患で治療が長期にわたり、医療費も高額となる特定の疾病に罹っている児童（新規 18 歳未満・継続 20 歳未満）で、対象疾患は令和 3 年度末時点で 16 疾患群 788 疾病である。

表 2 - (7) 小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者状況（各年度 3 月 31 日現在）

(単位：件)

疾 患 名		令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	茂 原 市	一 宮 町	睦 沢 町	長 生 村	白 子 町	長 柄 町	長 南 町
総 数		70	76	66	53	2	-	3	4	1	3
1	悪性新生物	14	14	13	9	-	-	2	-	-	2
2	慢性腎疾患	6	8	6	6	-	-	-	-	-	-
3	慢性呼吸器疾患	3	3	2	2	-	-	-	-	-	-
4	慢性心疾患	12	13	12	9	-	-	-	2	1	-
5	内分泌疾患	12	13	12	11	-	-	-	1	-	-
6	膠原病	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-
7	糖尿病	5	6	4	3	1	-	-	-	-	-
8	先天性代謝異常	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
9	血液疾患	2	2	2	1	1	-	-	-	-	-
10	免疫疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	神経・筋疾患	6	6	4	2	-	-	-	1	-	1
12	慢性消化器疾患	7	8	8	7	-	-	1	-	-	-
13	染色体又は 遺伝子に変 化を伴う症 候群	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	皮膚疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	骨系統疾患	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	脈管系統疾 患	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-

(8) 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

児童福祉法第 19 条の 22 に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立支援を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行った。また、令和 2 年度からダウン症児親の会によるピアカウンセリング事業を開催している。

ア 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（研修会、講演会、交流会等）

表 2 - (8) - ア 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業

名 称	実施年月日	参加人数・内訳	内 容
ダウン症児親の会によるピアカウンセリング	奇数月の第 2 水曜日 (2 回開催)	3 組 (5 人) 小児慢性特定疾患児の保護者等で療育の不安を抱えている保護者	新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため ZOOM での開催とし、自宅から ZOOM の使用ができない相談者には、保健所の PC や会議室等を利用してもらった。相談内容の主なものは、成長・発達について、療育に関することであった。
管内中学校・高等学校への情報提供	令和 4 年 2 月	管内中学・高等学校教員 (17 校+8 機関)	長生管内の受給者の状況や、小慢等長期療養児が治療をしながら学校生活を送る上での理解と支援を得られるようリーフレットを作成し情報提供した。

イ 療育相談指導事業（療育指導連絡票に基づくもの）

・該当なし

ウ 訪問指導事業（訪問相談員派遣を含む）

表 2 - (8) - ウ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位：件)

	平成元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総 数	3	1	2
疾 患 名			
慢性呼吸器疾患	2	0	1
神経筋疾患	1	1	1

エ 窓口相談事業

表 2 - (8) - エ 相談内容 (単位：人)

内 容	平成元年度	令和 2 年	令和 3 年
相 談 者 数 (延)	82	20	59
申 請 等	32	6	3
医 療	5	-	1
家 庭 看 護	36	14	49
福 祉 制 度	4	-	1
就 労	-	-	1
就 学	3	-	3
食 事 ・ 栄 養	-	-	1
歯 科	-	-	0
そ の 他	2	-	0

※令和 3 年度は小児慢性特定疾病医療費助成制度の新規・更新時には保健師による全数面接を実施した。郵送での申請や面接ができなかった場合には後日担当保健師から電話で療養状況の確認を実施した。

オ 訪問相談員派遣事業

- ・ 該当なし

(9) 療育の給付制度

療育の給付（児童福祉法第 20 条）は、18 歳未満の結核入院児童に対しての医療及び日用品（学用品含む）等の給付を行なっているが、令和 3 年度の給付件数は 0 件である。

(1 0) 思春期保健相談事業

思春期の子どもたちが生命の大切さや心身の発達について理解し、自己及び他者を尊重した豊かな対人関係を築く力を育むことを目的に事業を実施した。

表 2 - (1 0) - ア 思春期保健関係者会議実施状況

名称	開催年月日	参加者数・職種	内 容
不登校支援関係者打ち合わせ	令和 3 年 6 月 8 日	教育事務所職員、保健所職員 計 4 名	不登校・ひきこもり支援を管内で充実させていくための連携について共有した。
ひきこもり・不登校支援情報共有会	令和 4 年 2 月 24 日	相談員、保健所職員 計 5 名	支援者の感じている課題や、管内の不登校児童生徒の状況について共した。

表 2 - (1 0) - イ 思 春 期 保 健 事 業 講 演 会

名 称	開 催 年 月 日	対 象 者 ・ 参 加 者 数	内 容
不登校・ひきこもり支援研修会	(延期)	教員、市町村保健師、スクールカウンセラー等	管内の不登校支援の現状と、関係者間連携に関して支援者向けに研修会を企画し、参加者を募ったが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴い次年度に延期とした。

(1 1) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等について
平成 31 年 4 月 24 日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、公布された。

法に基づき、優生手術などを受けた方に支給される一時金に関する請求受付及び相談に応じている。令和 3 年度の当センターでの請求受付・相談は 0 件であった。

表 2 - (1 1) 管内居住者からの相談及び請求受付件数 (保健所受付分)

区分 年度	請求受付件数	相談件数 (延べ)		
		電話等相談	来所相談	計
令和 3 年度	-	-	-	-

※一時金の支給に関する相談及び請求は健康福祉部児童家庭課でも居住地に関わらず受け付けている。

(1 2) その他会議や連絡会等

管内の母子保健担当者が一堂に会し、母子保健事業に関する情報共有

表 2 - (1 2) その他会議や連絡会等

開 催 年 月 日	参加者数 職種	主 な 協 議 内 容
令和 3 年 7 月 (書面開催)	市町村保健師	①産後ケア事業開始後の情報共有 ②外国人やメンタルヘルスケアが必要な妊産婦への支援について

3 成人・老人保健事業

(1) 介護サービス施設・事業所設置状況

管内には、介護老人保健施設 4 施設・訪問看護ステーション 10 施設がある。

(地域資料編に記載のとおり)

ア 介護老人保健施設実地指導

なし

(2) がん検診推進員育成講習会

各市町村の健康づくり推進員、保健推進員及び食生活改善推進員等（以下「推進員等」という。）に対し講習会を行い、がん検診推進員として育成し、これらの人材の協力を得て、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施することにより、受診率の向上を図る目的で講習会を行っている。令和 3 年度のブロック担当は夷隅保健所が担当であったが、新型コロナウイルス感染症対応により開催されなかった。

4 一人ひとりに応じた健康支援事業

生涯を通じて、一人ひとりが年代や性別、健康状態や生活習慣に応じた的確な自己管理ができるよう健康づくりの支援体制の充実に努めた。

(1) 健康相談事業

身体的、精神的な悩みを有する思春期以降の全年齢層にわたる男女を対象とし、健康相談に応じた。

表 4 - (1) 健康相談実施状況 (電話)

(単位：件)

区分 年度	男	女	総 数
平成元年度	28	25	53
令和 2 年度	20	16	36
令和 3 年度	10	15	25

5 総合的な自殺対策推進事業

地域における自殺対策推進事業の一環として、当センターで実施する研修会等で、自殺対策啓発チラシ等の配布を行った。

(1) 住民向け講演会・相談対象者向け研修会

表5－(1) 研修会の実施状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
開催なし			

(2) その他の会議等

表5－(2) 会議等の開催状況

名 称	実施年月日	参加者数・職種	内 容
開催なし			

(3) その他の事業

該当なし

6 地域・職域連携推進事業

地域保健と職域保健の連携により地域・職域連携推進協議会を設置し、事業を実施している。平成28年度から『糖尿病重症化予防』をテーマに取り組んでいる。

表6－(1) 長生健康福祉センター地域・職域連携推進協議会開催状況

開 催 年 月 日	参 加 数	主 な 内 容
令和3年 12月22日～ 令和4年 1月29日	24名	<p>新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点より 書面開催とした テーマ：長生地域の糖尿病重症化予防の取組みについて</p> <p>1. 報告 ・令和3年度における長生保健所 地域・職域連携推進協議会の取組み状況について ・令和3年度共同事業の進捗状況について</p> <p>2. 協議事項 ・長生健康福祉センター地域・職域連携推進事業評価（案）について</p> <p>3. 意見交換 ・意見票により意見聴取</p>

表6－(2) 長生健康福祉センター地域・職域連携推進協議会作業部会開催状況

開催年月日	参加数	主な内容
令和3年 11月29日	15名	新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点よりZOOMによる開催 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度地域・職域連携推進事業の取組みについて 5か年計画の評価案の検討 関係機関の取組み共有
令和4年 2月22日	16人	緊急事態宣言の発令観点より書面開催 <ul style="list-style-type: none"> 協議会結果報告

表6－(3) 共同事業開催状況

新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、集合研修は中止しチラシや会報等による啓発普及を行った。

開催年月日	主な内容
通年	<ul style="list-style-type: none"> 茂原労働基準協会の講習会案に「お勤めの方も糖尿病重症化予防に御協力下さい」を同封した。 アンケート調査で開発普及を希望した3事業所へ啓発チラシを送付し、約2000人の職員へ周知を行った。 茂原労働基準協会が発行し、加入事業所約180事業所へ配付する「茂原労基協会報(1月号)」へ「あなたのお昼ご飯は栄養ありますか?」を掲載した。
通年	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病重症化予防を目的としたチラシを管内市町村、関係機関において3000枚配布をした。

7 栄養改善事業

地域住民の食生活改善・健康増進及び療養生活のQOLの向上を図るために、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行ったうえで研修会の開催や、健康づくりの担い手である食生活改善推進員及び栄養関係団体の育成・支援を行った。

また、給食施設に対して、よりよい給食が実施されるよう、栄養及び衛生管理について必要に応じて電話での個別指導を行うとともに、給食従事者及び管理者の資質の向上を図るため、資料作成等を行い、書面開催による集団指導を行った。

特に、管内の高血圧疾患発症予防を図るためには食塩摂取量の減少が重要であり、減塩の普及啓発を行った。

(1) 健康増進（栄養・運動等）事業

例年食に関する研修会や食生活改善推進員・調理師会会員等への「グー・パー食生活」「減塩」「メタボ予防」の推進のための研修を行っているが、今年度は中止とした。病態栄養教室では炎症性腸疾患（クローン病）の食事に関する正しい知識を理解し、安心して食生活を送ることができるようリーフレット「正しく知ることでおなかに安心な食生活を〜クローン病の食事について〜」を作成し、送付した。

表7-（1）健康増進（栄養・運動等）指導状況（単位：人）

		個別指導延人員							集団指導延人員							
		栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	(再掲)訪問による栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他	栄養指導	(再掲)病態別栄養指導	運動指導	(再掲)病態別運動指導	休養指導	禁煙指導	その他
実施数	妊産婦															
	乳幼児															
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)															
	20歳以上 (妊産婦を除く)								270	52						
(再掲)医療機関等へ委託	妊産婦															
	乳幼児															
	20歳未満 (妊産婦・乳幼児を除く)															
	20歳以上 (妊産婦を除く)															

参照（地域保健・健康増進事業報告作成要領）

ア 病態別個別指導

表 7 - (1) - ア 病態別個別指導状況 (単位：人)

区分 種別	計	生活 習慣病	難 病	アレルギー 疾患	摂食障害	その他
病態別栄養 指導	-	-	-	-	-	-
病態別運動 指導	-	-	-	-	-	-

※生活習慣病は、がん・高血圧・心臓病・高脂血症・糖尿病・肥満・貧血に関する指導をした場合に計上する。

イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

表 7 - (1) - イ 病態別栄養教室・講座等実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
病態栄養教室	令和 3 年 12 月 13 日	管内クローン病患者	52	リーフレット「正しく知って おなかに安心な食生活を〜ク ローン病の食事について〜」 を作成し、送付

ウ 地域における健康づくり推進事業

表 7 - (1) - ウ 地域における健康づくり推進事業実施状況

名 称	開催年月日	対象者	参加数	内 容
地 域 健 康 づくり講習会	令和 4 年 3 月 9 日	給食施設 (事業所・寄宿舎) 食生活改善推進員	218	リーフレット「肥満予防のための 食生活と運動について」を送付 講師 公立長生病院 臨床栄養科 管理栄養士 中田とみ子

エ 国民（県民）健康・栄養調査

表 7 - (1) - エ 国民（県民）健康・栄養調査状況

調査名	調査地区（対象）	調査年月日・調査内容等
令和 3 年度中止		

オ 特別用途食品・食品に関する表示指導・普及啓発実施状況

表 7 - (1) - オ - (ア) 食品に関する表示相談・普及啓発実施状況

		業者への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発（集団）		
		実相談食品数	延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)
特別用途食品及び特定保健用食品について		- ()	- ()	- ()	- ()	-
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分	19	26	4	4	巡回調査
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他※	-	-	-	-	-
健康増進法第 65 条第 1 項 (虚偽誇大広告)		4	9	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-
		県民への相談対応・普及啓発				
		相談（個別）		普及啓発（集団）		
		延相談件数	回数	延対象者数	内容 (講習会等)	
特別用途食品及び特定保健用食品について		- ()	- ()	- ()	- ()	-
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分	-	-	-	-	-
	特定保健用食品	-	-	-	-	-
	栄養機能食品	-	-	-	-	-
	機能性表示食品	-	-	-	-	-
	その他※	-	-	-	-	-
健康増進法第 65 条第 1 項 (虚偽誇大広告)		-	-	-	-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-	-	-	-

() 内は、特定保健用食品再掲

※栄養成分以外の内容だった場合(特保、栄養機能食品、機能性表示食品は除く)

表 7 - (1) - オ - (イ) 食品表示等に関する指導状況 (表示違反への対応)

		指導状況 (個別)	
		実指導食品数	延指導件数
食品表示基準について (保健事項)	栄養成分※	- ()	- ()
	機能性表示 食品	-	-
	その他	-	-
健康増進法第 65 条第 1 項 (虚偽誇大広告)		-	-
その他一般食品について (いわゆる健康食品を含む)		-	-

※栄養機能食品、特定保健用食品を含む

() 内は、栄養機能食品、特定保健用食品再掲

表 7 - (1) - オ - (ウ) 特別用途食品に対する検査・指導件数 (単位：件)

管内で製造される特別用途食品数	実検査食品数	延検査・指導食品数
- ()	- ()	- ()

() 内は、特定保健用食品再掲

カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導

表 7 - (1) - カ 食生活に関する正しい知識の普及啓発指導状況

個 別		集団指導		
内容	延人員	内容	延回数	延参加者数
-	-	減塩・野菜摂取に関する 普及啓発	1	95

(2) 給食施設指導

管内給食施設は 95 施設あり、給食施設の衛生管理及び栄養管理の向上を図るために、電話による個別指導を行うとともに、書面開催による集団指導も実施した。

令和 3 年度は、延 37 施設に個別指導を行い、集団指導は 2 回延 190 施設に行った。

給食施設状況

表 7 - (2) 給食施設状況 (単位：件)

施設 総数	管理栄養士 のみ いる施設		管理栄養士・ 栄養士どちらも いる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養士 栄養士 どちらも いない施設	管理栄養士 必置指定 施設		調理師 のいる 施設		調理師 のいな い施設	栄養 成分 表示 施設	栄養 教育 実施 施設
	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	管 理 栄 養 士 数	栄 養 士 数	施 設 数	栄 養 士 数		施 設 数	管 理 栄 養 士 数	施 設 数	調 理 師 数			
95	23	28	17	30	25	30	31	25	-	-	75	166	20	95	53

ア 給食施設指導状況

表 7 - (2) - ア 給食施設指導状況 (単位：件)

区 分			計	特定給食施設		その他の 給食施設
				1 回 300 食 以上 又は 1 日 750 食 以上	1 回 100 食 以上 又は 1 日 250 食 以上	
個別 指導	給食管理指導	巡回個別指導施設数	-	-	-	-
		その他指導施設数	37	7	13	17
	喫食者への栄養・運動指導延人員		-	-	-	-
集団 指導	給食管理指導	回 数	2	2	2	2
		延 施設 数	190	26	100	64
	喫食者への 栄養運動指導	回 数	-	-	-	-
		延 人 員	-	-	-	-

イ 給食施設個別巡回指導

表7-(2)-イ 給食施設個別巡回指導状況

	総施設数	総指導施設数	管理栄養士・栄養士配置状況							
			管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもある施設		栄養士のみ いる施設		どちらもいない 施設	
			施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)	施設数	指導 施設数 (再掲)
合計	95		22		18		30		25	
指定施設 ①	計									
	学校									
	病院									
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設									
	社会福祉施設									
	事業所									
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
一般給食センター										
その他										
300食/回, 750食/日以上 (指定施設を除く) ②	計	13	7	2	3	1				
	学校	8	5	1	2					
	病院	1		1						
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設									
	児童福祉施設	1	1							
	社会福祉施設									
	事業所	2			1		1			
	寄宿舎	1	1							
	矯正施設									
	自衛隊									
一般給食センター										
その他										
100食/回, 250食/日以上 (①,②除く)	計	51	10	12	14	15				
	学校	6	5		1					
	病院	7	2	5						
	介護老人保健施設	4		2	1	1				
	介護医療院									
	老人福祉施設	10	2	4	4					
	児童福祉施設	18	1	1	7	9				
	社会福祉施設									
	事業所	6			1	5				
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
一般給食センター										
その他										
その他の給食施設	計	31	5	4	13	9				
	学校									
	病院	2		2						
	介護老人保健施設									
	介護医療院									
	老人福祉施設	13	3	1	7	2				
	児童福祉施設	7	2	1	2	2				
	社会福祉施設	5			4	1				
	事業所	3				3				
	寄宿舎									
	矯正施設									
	自衛隊									
一般給食センター										
その他	1					1				

ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導

表 7 - (2) - ウ 給食施設開始届・廃止（休止）届・変更届指導（単位：件）

	給食施設開始届	給食施設廃止（休止）届	給食施設変更届
届出数	2	3	24
指導数	2	3	24

エ 給食施設集団指導

表 7 - (2) - エ 給食施設集団指導状況

名称	開催年月日	対象者	参加者数	内容
給食施設従事者研修会	令和 3 年 7 月 12 日	給食施設の 管理者・調理従事者等	95 名	書面開催（資料送付） 1. 衛生管理について 2. 食事摂取基準 2020 年版について 3. 栄養管理について
給食施設管理者等研修会	令和 4 年 2 月 9 日	給食施設の 管理者・栄養士等	95 名	書面開催（資料送付） リーフレット「減塩の重要性とその方法 について～長生地域の方々の命を守るために～」 を送付 講師 千葉県立保健医療大学 健康科学部 栄養学科 河野公子 准教授

(3) 健康ちば協力店推進事業

表 7 - (3) - ア 健康ちば協力店登録状況

令和 3 年度登録件数			総登録件数
新規登録件数	変更件数	取消件数※	
-	-	24	-

※令和 2 年度の登録要件改正により、令和 3 年 9 月 30 日をもって自動的に登録終了となった件数を含む。

表 7 - (3) - イ 健康ちば協力店推進事業実施状況

区分	飲食店等に対する普及啓発及び指導状況		登録後の協力店に対する指導			県民に対する普及啓発及び指導状況	
	回数	延人員	回数	延店舗数	延人員	回数	延人員
個別指導	-	-	-	-	-	-	-
集団指導	9	848	-	-	-	-	-
合計	9	848	-	-	-	-	-

(4) 栄養関係団体等への育成・支援

表7- (4) 栄養関係団体等への育成・支援状況

組織状況及び活動状況			保健所による育成状況	
名 称	会員数及び加入組織数	活動内容	育成内容	延育成人員
長生保健所管内食生活改善協議会	206	役員会、総会（書面）	管内食生活改善協議会の運営について会議を実施	135
長生保健所管内栄養士会	98	役員会（2回）	令和3年度、令和4年度の計画について会議を実施	23
長生保健所管内調理師会	-	総会（書面開催）	-	-

(5) 市町村への技術・助言支援等

表7- (5) -ア 市町村への技術支援、助言

名 称	開催月日	対象者	参加者数	内 容
-	-	-	-	-

表7- (5) -イ 管内行政栄養士研究会等の開催状況

名 称	延回数	延参加人員	主な内容
長生保健所管内行政栄養士業務連絡研究会	1	7	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面開催（電子メール上でのやり取り）とし、情報交換・共有を行った 1. コロナ禍における栄養業務 2. 災害時保健活動等について

○市町村（在宅）栄養士研修会を含む

(6) 調理師試験及び免許関係

表7-(6) 調理師試験及び免許取扱状況 (単位:名)

年 度	調 理 師 試 験			免 許 交 付		
	受験者数	合格者数	合格率(%)	新規交付	書換交付	再交付
令和元年度	25	16	64.0	28	6	10
令和2年度	22	16	72.7	29	8	6
令和3年度	24	10	41.7	19	8	10

(7) その他(各保健所の独自事業)

表7-(7) その他(各保健所の独自事業)

名 称	開催月日	参加人数	内 容
-	-	-	-

8 歯科保健事業

難病及び障害者等に対し講習会等を実施することで、歯及び口腔内の健康増進を図っているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和3年度は中止とし、令和4年度に持ち越すこととした。

(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス事業

表8-(1) 難病及び障害者等歯科保健サービス実施状況

名 称	対象者	開催月日	内容	参加人員
開催なし	-	-	-	-

(2) その他(各保健所の独自事業)

該当なし

9 精神保健福祉事業

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、入院事務等の業務と併せ精神保健福祉相談員や保健師等による相談及び訪問をベースに、専門性や広域での連携や調整が必要な事項について、市町村、医療機関、障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携を図り、受療援助、精神障害者の社会復帰支援、普及啓発など、地域精神保健福祉活動を実施した。

(1) 管内病院からの届出等の状況

管内の精神科病院は、茂原市内に2カ所であり、措置入院が可能な指定病院が1カ所である。「措置症状消退届」は、年々増加し約7割が管外病院からのものである。

「措置入院定期病状報告書」は、措置入院となってから3か月後の属する月に最初の提出が必要であるが、毎年、該当者がおらず、管内精神科病院からの当該報告書の提出がない。

管内には、応急入院が可能な指定病院がなく、保健医療圏域（山武長生夷隅）に1カ所であり、当該届は対象外である。

なお、令和2年度の「その他」は、措置入院の「転院許可申請」である。

表9－(1) 管内病院からの届出等の状況 (単位：件)

種別 年度	医療保護入院届 (家族等の同意)	応急入院届	医療保護入院届の 退院届	措置症状 消退届	措置入院 定期病状 報告書	医療保護 入院定期 病状報告	その他
令和元年度	139	-	136	3	0	131	0
令和2年度	125	-	119	10	0	125	1
令和3年度	138	-	139	14	0	138	0

※その他は、転院許可申請（ ）件、仮退院申請（ ）件、再入院届（ ）件の合計

(2) 措置入院関係

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報等は、法第 23 条の警察官通報が一番多く、調査により措置入院に関する診察が必要と認められた者については、法第 27 条及び法第 29 条の 2 (緊急措置) の規定に基づく精神保健指定医の診察を実施した。

表 9 - (2) - ア 申請・通報・届出及び移送処理状況 (単位：件)

処 理 申請通報等の別	申請・通報 届出件数	診察の必要 がないと認 めた者	法第27条の診察を受けた者			法第29条の2の診察を受けた者			法第29条の2の2の 移送業務		
			法第29条 該当症状 の者	その他の 入院形態	通院・ その他	法第29条 の2該当症 状の者	その他の 入院形態	通院・ その他	1次 移送	2次 移送	3次 移送
令和元年度	14	8	5		1	3					
令和2年度	18	10	8			4					2
令和3年度	19	5	13		1	5					3
法第22条 一般人からの申請											
法第23条 警察官からの通報	15	2	12		1	5					3
法第24条 検察官からの通報	1		1								
法第25条 保護観察所の長からの通報											
法第26条 矯正施設の長からの通報	3	3									
法第26条の2 精神科病院管理者からの届出											
法第26条の3 医療観察法に基づく指定医療 機関管理者及び保護観察所長 からの通報											
法第27条第2項 申請通報に基づかない診察											

※1 「申請・通報・届出件数」は受理日で集計

2 「法第 29 条の 2 該当症状の者」は、原則として法第 27 条の診察を受けた者の内数

3 1 次・2 次移送は、診察までの移送、3 次は措置決定後の病院までの移送

表9-(2)-イ 措置診察を受けた対象者の病名 (単位：件)

病名 年度 結果	総 数	統 合 失 調 症 等	気 分 障 害	器質性 精神障害		中毒性 精神障害			神 経 症 性 障 害 等	パ ー ソ ナ リ テ ィ 障 害	知 的 障 害	て ん か ん	発 達 障 害	そ の 他 の 精 神 障 害	そ の 他
				認 知 症	そ の 他	ア ル コ ー ル	覚 せ い 剤	そ の 他							
				F0		F1									
				F2	F3	F00 ～ F03	F04 ～ F09	F10							
令和元年度	5	3	1			1	1								
令和2年度	8	8													
令和3年度	14	10	2				1		1						
診察 実施	要措置	13	10	2				1							
	不要措置	1							1						

- ※1 緊急措置診察を実施した結果、措置不要となった者 0名
 2 緊急措置入院中に措置解除措置解除となった者 0名
 3 その他には病名不詳を含む。
 4 F0～F9、G40 は、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD カテゴリー）の分類。

表9-(2)-ウ 管内病院における入院期間別措置入院患者数（令和4年3月31日現在）（単位：人）

入院期間 年度	総 数	6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 3年未満	3年以上
令和元年度	3	3			
令和2年度	3	2	1		
令和3年度	4	4			

表9-(2)-エ 申請・通報・届出関係の相談等（令和4年3月31日現在）（単位：人）

性・年齢 区分	実 数	性			年 齢					延 回 数
		男	女	不 明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不 明	
相 談	1	-	1	-	-	1	-	-	-	3
訪 問	15	7	8	-	1	5	8	1	-	38
電 話	17	8	9	-	6	-	9	2	-	112

(3) 医療保護入院のための移送（法第34条）

精神保健指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障が認められるもの、本人の治療同意が得られない場合、その家族のうちのいずれかの者の同意がある時は、医療保護入院させるために知事の権限で応急入院指定病院に移送することができる。

表9-(3) 医療保護入院のための移送処理状況 (単位：件)

年度 \ 区分	受付件数	指定医の診察件数	移送件数
令和元年度	-	-	-
令和2年度	-	-	-
令和3年度	-	-	-

(4) 精神保健福祉相談・訪問指導実施状況

毎月2回、予約制により精神科嘱託医による定例精神保健福祉相談を実施するとともに、電話等により精神保健福祉相談員・保健師等により相談に対応、必要に応じて面接相談、訪問指導等を実施している。

表9-(4)-ア 精神科医師による定例相談

実施日	時間	場所
偶数月・第2火曜日	14:00～16:00	千葉県長生合同庁舎内 長生健康福祉センター [長生保健所] 地域保健福祉課 2F 保健相談室
奇数月・第3火曜日	14:00～15:00	
毎月・第4金曜日	14:00～16:00	

表9-(4)-イ 対象者の性・年齢 (単位：人)

性・年齢 区分	実 数	性			年 齢					延 回 数
		男	女	不 明	20歳 未満	20歳 ～ 39歳	40歳 ～ 64歳	65歳 以上	不 明	
令和元年度	77	40	36	1	1	20	43	12	1	216
令和2年度	87	46	41	-	4	23	37	23	-	390
令和3年度	58	35	22	1	1	16	26	13	2	388
茂原市	31	18	13	-	1	10	11	8	1	224
一宮町	8	4	4	-	-	2	6	-	-	48
睦沢町	3	1	2	-	-	-	2	1	-	34
長生村	6	4	2	-	-	2	3	1	-	31
白子町	2	2	-	-	-	-	-	2	-	31
長柄町	4	3	1	-	-	1	2	1	-	7
長南町	2	2	-	-	-	-	2	-	-	6
管外・不明	2	1	-	1	-	1	-	-	1	7
相談	41	27	13	1	1	11	19	8	2	140
訪問	17	8	9	-	-	5	7	5	-	248

※1 同一人により相談を3回・訪問を2回した場合、相談実数1、訪問実数1、計2となり、延回数は5回となる。

2 電話相談は計上していない。

表9-(4)-ウ 電話・メール相談延件数 (単位：件)

性 区分	計	男性	女性	不明
電話	1,775	887	882	6
メール	37	36	1	-

表9-(4)-エ 相談の種別 (延数) (単位: 件)

病名 区分		総数	精神障害に関する相談				中毒性精神障害に関する相談			ギャンブルの相談	摂食障害の相談	心の健康相談	思春期の相談	老年期の相談	てんかん	その他の相談
			関診する療科に	社会復帰等	生活支援	その他の相談	アルコール	覚せい剤	その他の中毒							
令和元年度		216	88	4	69	1	5	4	0	0	0	15	3	22	1	4
令和2年度		373	134	36	109	2	12	5	0	0	3	28	3	37	0	7
令和3年度		388	152	69	94	7	5	1	0	0	3	14	7	24	0	12
相談	計	140	39	27	24	6	5	1	0	0	3	13	3	12	0	7
	男	99	30	18	21	3	5	1	0	0	0	5	3	11	0	2
	女	39	9	9	3	2	0	0	0	0	3	8	0	1	0	4
	不明	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
訪問	計	248	113	42	70	1	0	0	0	0	0	1	4	12	0	5
	男	152	69	24	47	0	0	0	0	0	0	1	4	6	0	1
	女	96	44	18	23	1	0	0	0	0	0	0	0	6	0	4
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表9-(4)-オ 援助の内容 (延数) (単位: 件)

種別 年度	総数	医学的指導	受療援助	生活生活指導支援	社会復帰援助	紹介・連絡	方針協議	関係機関調整	その他
令和元年度	261	29	49	92	2	7	80	2	
令和2年度	474	41	117	128	37	7	143	1	
令和3年度	447	15	101	117	60	2	149	3	

(注) 援助内容は重複あり

表9－(4)－カ 精神障害者の退院後支援相談対応件数 (単位：件)

	支援計画 対象者	本人同意あり		会議開催数	計画に基づく支 援者
		本人同意あり	本人同意あり		
合 計	4	4	4	3	11
茂原市	3	3	3	2	7
長生村	1	1	1	1	4

(5) 精神障害者社会復帰関係

精神障害者の社会復帰及び社会参加を促進するため、毎月、精神障害者のグループ活動「保健所デイケアクラブ」を実施していたが、近年民間病院のデイケアや相談支援事業所が増加したことにより、保健所デイケアクラブは終了した。また、管内の当事者交流会については、長生郡市総合支援協議会精神障害部会が実施主体となり、保健所職員は開催・運営について協力していくことで、今後も活動を継続していくことになった。

表9－(5)－ア 当事者支援の実施状況 (単位：人)

年度	区分 開催 回数	参 加 者					
		実人員			延人員		
		計	男	女	計	男	女
令和元年度	4	22	9	13	56	27	29
令和2年度	2	10	6	4	17	11	6
令和3年度	3	31	19	12	49	28	21

(6) 地域精神保健福祉関係

長生郡市総合支援協議会精神障害部会において精神障害者の地域生活について課題の共有や整理、研修会や啓発活動を行っている。構成員として月1回会議に参加し、管内医療機関、障害福祉サービス提供事業所、市町村等と連携を図っている。また、市町村・関係機関の主催する各種関係会議等への出席に努めた。

表9-(6)-ア 会議・講演会等

会議・講演会等の名称		開催日	参加人数	対象者等	
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム実務者会議	全体会	4月13日	17名	医療機関・障害福祉サービス提供事業所・市町村等の実務担当者	
		5月11日	19名		
		7月13日	20名		
		11月9日	15名		
		3月8日	13名		
	分科会	病院グループ	6月8日		11名
			12月24日		4名
			2月8日		5名
		専門職グループ	6月8日		10名
		地域グループ	6月15日		12名
2月25日	11名				
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム代表者会議	(書面開催)	19名	医療機関・障害福祉サービス提供事業所・市町村等の代表者		

表9-(6)-イ 家族教室・断酒教室・ボランティア講座・心の健康市民講座等

名称	開催日	受講者数		内容
		実数	延数	
開催なし				

表9-(6)-ウ 組織育成 (単位：件)

種別 区分	総数	家族会	断酒会	その他 (当事者グループ)
支援延件数	3	-	-	3

(7) 心神喪失者等医療観察法関係

「心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」は、対象者に対し適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的とし、保健所は、保護観察所と連携しながら、会議等への参加や訪問などを行い、地域における支援を行っている。

表 9 - (7) 医療観察法に係る会議への参加 (単位：件)

会議種別	CPA 会議	ケア会議	その他
参加回数	-	1	-

- ・平成 17 年から医療観察法が施行されたことに伴い、保健所（健康福祉センター）においても各種会議への参加等が求められている。
- ・「その他」は、CPA 会議（Care Programme Approach の略）とケア会議以外の会議に参加した者を計上している。

10 肝炎治療特別促進事業

B 型ウイルス性肝炎及び C 型ウイルス性肝炎の治癒を目的として、平成 20 年度からインターフェロン治療、平成 22 年度から核酸アナログ製剤治療の医療費助成制度が開始され、窓口相談・申請手続業務を行っている。平成 26 年度にはインターフェロンフリー治療が助成対象となり、助成対象薬剤が拡充されたことに伴い、対象者が増加している状況である。なお、平成 23 年度から開始されたインターフェロン 3 剤併用療法については、プロテアーゼ阻害剤販売中止により令和 3 年 10 月に廃止された。

表 10 - (1) 肝炎治療特別促進事業受給者状況 (単位：人)

年度・市町村	治療		
	核酸アナログ製剤	インターフェロン	インターフェロンフリー
令和元年度	55	-	23
令和2年度	73	-	32
令和3年度	54	-	23
茂原市	37	-	12
一宮町	5	-	-
睦沢町	-	-	1
長生村	2	-	-
白子町	4	-	3
長柄町	4	-	1
長南町	2	-	6

1 1 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担軽減を図りつつ、最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する仕組みを構築することを目的として平成30年12月から助成が開始され、窓口相談・申請手続き業務を行っている。

表 1 1 - (1) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者状況 (単位：人)

治 療 年度・市町村	肝がん	重度肝硬変	総数
令和元年度	-	-	-
令和2年度	-	-	-
令和3年度	1	1	2
茂原市	1	1	2
一宮町	-	-	-
睦沢町	-	-	-
長生村	-	-	-
白子町	-	-	-
長柄町	-	-	-
長南町	-	-	-

12 難病対策事業（指定難病等医療費助成事業）

原因不明であって、治療方法が確立されていないため、長期にわたる療養が必要となり、高額な医療費の負担が必要となる難病に対し、医療費の自己負担を助成している。対象は、法制化前の56疾患（特定疾患）から法制化後に徐々に拡大し、338疾病（指定難病）となっている。

また、これらの患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、専門医による相談、保健師等による訪問指導や窓口相談を実施した。

表12-（1）特定疾患治療研究費受給者状況

（単位：件）

年度・市町村別 疾患名 下段：重症（内数）		令和元年度	令和2年度	令和3年度	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
総数		1 1	1 1	1 1	- -	1 1	- -	- -	- -	- -	- -
	スモン	1 1	1 1	1 1	- -	1 1	- -	- -	- -	- -	- -
	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	- -									
	重症急性膵炎	- -									
	プリオン病	- -									

表12-(2) 指定難病医療費助成制度受給者状況

(単位: 件)

疾病	年度・市町村別									
	元 令和 年度	2 令和 年度	3 令和 年度	茂 原市	一 宮 町	睦 沢 町	長 生 村	白 子 町	長 柄 町	長 南 町
総数	1,070	1,186	1,142	667	80	63	122	87	60	63
0010 球脊髄性筋萎縮症	3	3	4	1	1	2				
0020 筋萎縮性側索硬化症	5	5	6	5					1	
0030 脊髄性筋萎縮症	2	2	2				1		1	
0040 原発性側索硬化症	1	1	1							1
0050 進行性核上性麻痺	8	9	8	5			1	1		1
0060 パーキンソン病	132	145	135	77	4	10	17	9	9	9
0070 大脳皮質基底核変性症	5	7	5	2			1		2	
0100 シャルコー・マリー・トゥース病	1	1	1				1			
0110 重症筋無力症	44	48	46	24	3	4	6	1	2	6
0130 多発性硬化症／視神経脊髄炎	13	14	14	6	1		3	1	1	2
0140 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	3	3	3	2				1		
0150 封入体筋炎	0	1	2					1	1	
0170 多系統萎縮症	13	13	14	10		1	2			1
0180 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	25	27	27	10	4		4	3	4	2
0190 ライソゾーム病	1	1	2	2						
0200 副腎白質ジストロフィー	1	1	1	1						
0210 ミトコンドリア病	1	1	1	1						
0220 もやもや病	9	9	10	5	1		1	1		2
0280 全身性アミロイドーシス	4	5	7	4	2	1				
0340 神経線維腫症	8	8	8	5				1		2
0350 天疱瘡	4	4	3	1		2				
0370 膿疱性乾癬(汎発型)	2	2	2	1				1		
0400 高安動脈炎	7	7	8	4	1		1		2	
0410 巨細胞性動脈炎	4	4	7	3		1		2		1
0420 結節性多発動脈炎	4	4	4	1		2		1		
0430 顕微鏡的多発血管炎	17	19	16	8	1	2	2	1	1	1
0440 多発血管炎性肉芽腫症	5	5	4	4						
0450 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	6	8	11	4	1	1	1	1	3	
0460 悪性関節リウマチ	12	12	10	9				1		
0470 バージャー病	2	2	2	2						
0480 原発性抗リン脂質抗体症候群	1	1	1				1			

疾病	年度・市町村別	元	2	3	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	白子町	長柄町	長南町
		令和 年度	令和 2年度	令和 3年度							
0490 全身性エリテマトーデス		83	88	91	55	6	5	10	8	2	5
0500 皮膚筋炎／多発性筋炎		29	37	39	26	2		5	5	1	
0510 全身性強皮症		33	34	32	15	4	2	4	3	2	2
0520 混合性結合組織病		14	13	12	7		1	2		1	1
0530 シェーグレン症候群		16	16	16	9		2	3	1	1	
0540 成人スチル病		5	7	7	5				2		
0550 再発性多発軟骨炎		1	1	1	1						
0560 ベーチェット病		26	29	25	20			1	3		1
0570 特発性拡張型心筋症		24	23	23	13	3	2		3	1	1
0580 肥大型心筋症		2	3	3	2	1					
0600 再生不良性貧血		7	7	7	5				2		
0610 自己免疫性溶血性貧血		1	1	2	2						
0630 特発性血小板減少性紫斑病		24	28	30	18	6	1		3	1	1
0640 血栓性血小板減少性紫斑病		2	2	2	2						
0660 IgA腎症		10	14	11	5	2			1	1	2
0670 多発性嚢胞腎		9	13	13	9	2		1			1
0680 黄色靭帯骨化症		8	10	10	5	1	1	2		1	
0690 後縦靭帯骨化症		41	48	37	24	1	3	3	1	4	1
0700 広範脊柱管狭窄症		2	3	5	3				1		1
0710 特発性大腿骨頭壊死症		20	20	21	9	2	1	6	2	1	
0720 下垂体性ADH分泌異常症		3	6	9	5	1	1	1	1		
0750 クッシング病		2	2	2	1			1			
0770 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症		9	9	9	6			2			1
0780 下垂体前葉機能低下症		20	26	25	15	4	1	1	2	1	1
0790 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）		1	1	1	1						
0810 先天性副腎皮質酵素欠損症		2	2	2	2						
0840 サルコイドーシス		25	26	24	15		3	2	3		1
0850 特発性間質性肺炎		18	29	26	13		4	3	1	2	3
0860 肺動脈性肺高血圧症		5	5	5	1	1		1	1		1
0880 慢性血栓塞栓性肺高血圧症		3	4	5	2	2				1	
0890 リンパ脈管筋腫症		1	1	1	1						
0900 網膜色素変性症		28	26	20	12	2		3	1	1	1

疾病	年度・市町村別	元 年 度 令 和	2 年 度 令 和	3 年 度 令 和	茂 原 市	一 宮 町	睦 沢 町	長 生 村	白 子 町	長 柄 町	長 南 町
0930 原発性胆汁性肝硬変		14	14	12	8	2		1			1
0940 原発性硬化性胆管炎		2	2	2	1						1
0950 自己免疫性肝炎		2	3	4	3			1			
0960 クローン病		50	52	53	35	4		6	4	2	2
0970 潰瘍性大腸炎		131	145	135	81	10	6	14	10	8	6
1070 若年性特発性関節炎		0	0	1	1						
1130 筋ジストロフィー		6	6	6	5			1			
1150 遺伝性周期性四肢麻痺		1	1	1					1		
1260 ペリー症候群		1	1	1	1						
1270 前頭葉側頭葉変性症		0	1	1			1				
1280 ビッカースタッフ脳幹脳炎		1	1	1	1						
1450 ウエスト症候群		1	1	2		1	1				
1620 類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）		7	7	5	3		1			1	
1710 ウイルソン病		1	1	0							
1910 ウェルナー症候群		2	2	2	2						
2100 単心室症		0	0	1	1						
2120 三尖弁閉鎖症		1	1	1	1						
2130 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症		0	0	1					1		
2200 急速性進行性糸球体腎炎		1	0	0							
2220 一次性ネフローゼ症候群		16	18	11	5	1	1	2		1	1
2240 紫斑病性腎炎		2	2	2				1	1		
2260 間質性膀胱炎（ハンナ型）		2	2	1				1			
2270 オスラー病		0	1	0							
2380 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症		1	2	2	2						
2710 強直性脊椎炎		4	4	3	2			1			
2810 クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群		1	1	1	1						
2830 後天性赤芽球癆		1	3	2	2						
2960 胆道閉鎖症		1	1	1	1						
3000 I g G 4 関連疾患		2	2	2	2						
3060 好酸球性副鼻腔炎		1	4	5	1	3		1			
3310 特発性多中心性キャッスルマン病		1	2	2	2						

(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況

表12-(3) 先天性血液凝固因子障害治療研究費受給者状況 (単位:人)

年度	総数	茂原	一宮	睦沢	長生	白子	長柄	長南
令和元年度	4	4	-	-	-	-	-	-
令和2年度	3	3	-	-	-	-	-	-
令和3年度	3	3	-	-	-	-	-	-

(4) 難病相談事業

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)に基づく医療費助成制度対象388疾患の患者やその家族が抱える医療や療養生活に関する問題等に対し、訪問指導や窓口相談、リーフレットによる療養情報の提供等の支援を行っている。

ア 在宅療養支援計画策定・評価事業

表12-(4)-ア 在宅療養支援計画策定・評価会議実施状況 (単位:人)

区分 年度	支援計画 策定 実施件数	支援計画 評価 実施件数	構 成 員					
			専門医	家庭医	看護師	理学療法士	保健師	その他
令和元年度	4	4	-	2	8	2	5	16
令和2年度	2	2	-	-	3	-	2	6
令和3年度	5	5	4	-	8	-	9	19

イ 訪問相談事業

(ア) 訪問相談員派遣事業

表12-(4)-イ-(ア) 訪問相談員派遣事業実施状況

年度 \ 区分	人 数	回 数	実 人 員	延 人 員
令和元年度	5	22	5	22
令和2年度	5	27	5	27
令和3年度	5	25	5	25

(イ) 訪問相談員育成事業

表12-(4)-イ-(イ) 訪問相談員育成事業実施状況

年度 \ 区分	実施日	主 な 内 容	職 種	人 数
令和元年度	4月23日	委嘱式・事業説明・訪問事例検討	看護師等	10名
令和2年度	随時相談	個別事例検討 (新型コロナウイルス感染症感染拡大予防の観点から、集合での事例検討会実施を見送り、個別ケース対応とした。)	看護師等	6名
令和3年度	4月30日	委嘱式・事業説明・訪問事例検討	看護師等	10名

ウ 医療相談事業

表12-(4)-ウ 医療相談事業実施状況

実施日	参加人数	実施会場	対象疾患	実施内容	従事者 人数
なし					

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、集合での医療相談事業は実施せず。療養情報リーフレットを作成し、全指定難病医療助成受給者に配布した。

エ 訪問指導事業

表12-(4)-エ 訪問指導事業実施状況(疾患別) (単位:件)

疾患名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総数	13	16	94
ベーチェット病	1	2	5
多発性硬化症	1	1	2
全身性エリテマトーデス	-	-	7
スモン	-	-	-
筋委縮性側索硬化症	6	2	20
特発性間質性肺炎	-	2	-
脊髄小脳変性症	3	2	22
ペリー症候群	-	2	4
パーキンソン病関連疾患	-	-	-
後縦靭帯硬化症	-	-	-
モヤモヤ病	-	-	-
多系統萎縮症	1	4	20
プリオン病	-	-	-
大脳皮質基底核変性症	1	1	-
進行性多巣性白質脳症	-	-	-
特発性拡張型心筋症	-	-	2
肺動脈性肺高血圧症	-	-	3
神経線維腫症	-	-	2
筋ジストロフィー	-	-	2
原発性胆汁性肝硬変	-	-	3
シェーグレン	-	-	1
血小板減少性紫斑病	-	-	1

オ 訪問診療等事業

表12-(4)-オ 訪問診療等事業実施状況 (単位:人)

区分 年度	指導人数		実施方法	従事者人数					
	実 人 員	延 人 員		専 門 医	主 治 医	看 護 師	理学 療法 士等	保 健 師	そ の 他
令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 訪問リハビリテーションも含む。

カ 窓口相談事業

表12-(4)-カ 相談内容

(単位：人)

内 容	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談者数 (延)	87	17	86
申請等	38	-	10
医療	10	-	11
家庭看護	29	13	59
福祉制度	3	-	1
就業	1	-	3
就学	-	-	-
食事・栄養	2	2	-
歯科	-	-	-
その他	4	2	2

キ 難病対策地域協議会

開催なし

1.3 受動喫煙対策

健康増進法により、令和元年7月1日に子どもや患者等が主な利用者となる施設は原則敷地内禁煙となった。また、令和2年4月1日から多くの人が利用する全ての施設において原則屋内禁煙となった。施設からの問合せや県民からの苦情等に基づく助言・指導等を行った。

表1.3-(1)-ア 問合せ・苦情届出状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	36	3	33	-	-	-
令和2年度	45	2	42	1	-	-
令和3年度	5	-	5	-	-	-

表1.3-(1)-イ 立入検査状況

区分 年度	件数	内 訳				
		第一種 施設	第二種 施設	喫煙目的 施設	旅客運送 事業	規制対象外
令和元年度	-	-	-	-	-	-
令和2年度	1	-	1	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-

1.4 市町村支援

各市町村の実情に応じた市町村支援や協議会への参加等支援を行っている。

(1) 市町村への支援状況

表1.4- (1) 市町村への支援状況

項目 市町村	会議・連絡				技術的支援		
	会議名	回数	職種	主なテーマ	事業名	回数	職種
茂原市	健康づくり推進協議会 (書面開催)	1	医	事業報告 事業計画	精神個別支援会議	5	精保保
	要保護児童対策地域協議会	1	医	活動報告・計画	虐待個別支援会議	1	保
	介護保険運営協議会 (書面開催)	2	課	事業計画 条例の廃止	難病療養計画策定 会議	2	保
	子ども・子育て審議会 2回目書面開催	1	課	事業計画			
		1	課	事業報告			
地域包括支援センター委託 法人選定委員会	2	課	選定の評価				
一宮町	健康づくり推進協議会	1	医	事業報告 事業計画	虐待個別支援会議	1	保
	虐待防止連絡協議会	1	次	事業報告 情報交換			
	実務者会議 個別支援会議	2	家	情報交換 支援検討			
睦沢町	健康づくり推進協議会	1	次	事業計画 事業報告	精神個別支援会議	2	保
	虐待防止等対策ネットワ ーク会議	1	次	情報交換			
	実務者会議	1	家	情報交換			
	個別支援会議	1	家	支援検討			
	障害者計画推進協議会	1	課	計画策定			

長生村	健康づくり推進協議会	1	医	事業計画 事業報告	精神個別支援会議 虐待個別支援会議	1 1	保 保
	長生村要保護児童対策地域協議会	1	医	情報交換			
	長生村要保護児童対策地域協議会実務者会議	2	家	情報交換			
	介護保険運営協議会 (書面開催)	2	医	事業報告			
長柄町				難病療養計画策定会議	1	保	
長南町	健康づくり推進協議会	1	課	事業計画 事業報告	難病療養計画策定会議	1	保
	虐待防止等対策ネットワーク情報交換会	3	家	支援会議			
郡市	長生郡市総合支援協議会 ・全体会(書面開催) ・精神障害部会 ・療育作業部会 ・相談支援担当者会議 ・障害者差別解消支援地域協議会	1 11 5 1 1	課 精 広 保 広 広	支援体制 支援体制 支援体制 支援体制 支援体制			

郡市	総合支援協議会療育作業部 会分科会（医療的ケア児関 連）	1	保	情報交換		
	産後ケア事業実勢報告会及 び情報交換会	1	保	情報交換		
	長生郡5町村認知症初期集 中支援チーム検討会	1	医	業務検討		
	長生郡市介護保険業務検討 委員会（書面開催）	1	課	要入所		
	長生郡市老人ホーム入所判 定委員会（書面開催）	1	医			

*職種：医（所長）、次（次長）、課（課長）、保（保健師）、栄（栄養士）、精（精神保健福祉相談員）、事（一般行政）、家（家庭相談員）、広（広域専門指導員）

15 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として、自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表 15 - (1) 民生委員・児童委員配置状況 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

(単位：人)

市町村	定 数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
令和元年度	315	266	31	297	187	110
令和 2 年度	315	277	30	307	194	113
令和 3 年度	315	278	30	308	192	116
茂原市	164	141	17	158	99	59
一宮町	28	25	2	27	16	11
睦沢町	21	19	2	21	14	7
長生村	31	29	2	31	19	12
白子町	30	27	3	30	19	11
長柄町	17	15	2	17	12	5
長南町	24	22	2	24	13	11

(2) 行旅病人及び行旅死亡人

ア 行旅病人及び行旅死亡人取扱制度

行旅病人及び行旅死亡人取扱制度は、明治 32 年 7 月 1 日施行の行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づき開始された制度で、行旅病人、その同伴者及び行旅死亡人の同伴者の救護等を目的としている。

なお、生活保護法による生活扶助及び医療扶助との関係については、行旅病人であっても生活保護法を適用することが可能なものについては、保護の実施機関が同法により措置して差し支えないこととされている。

イ 管内の取扱状況

(ア) 取扱人員

当センターでは、過去 3 年間事例が発生していない状況である。

表 15 - (2) - イ (ア) 過去 3 年間の行旅病人・行旅死亡人の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
行旅病人 (人)	-	-	-
行旅死亡人 (人)	-	-	-

(3) 児童福祉

児童扶養手当及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき次の手当を支給した。

ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、長生郡内の5町1村について児童扶養手当を支給した。

(ア) 児童扶養手当受給者数

表15-(3)-ア-(ア) 児童扶養手当受給者数

市町村	受給者数(人)	受給資格認定件数(件)
令和元年度	335	70
令和2年度	327	54
令和3年度	341	63
一宮町	90	20
睦沢町	34	6
長生村	86	17
白子町	66	7
長柄町	31	7
長南町	34	6

(イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別

表 1 5 - (3) - ア - (イ) 児童扶養手当受給者の世帯類型別 (単位：世帯)

区分 年度	世帯類型別															計
	母子世帯							父子世帯							その他の世帯	
	生別母子世帯		死別母子世帯	未婚母子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯	生別父子世帯		死別父子世帯	未婚父子世帯	障害者世帯	遺棄世帯	DV保護命令世帯		
	離婚	その他						離婚	その他							
令和元年度	256	-	10	41	1	-	2	17	1	1	-	-	-	-	6	335
令和2年度	246	-	14	41	1	-	2	16	1	-	-	-	-	-	6	327
令和3年度	257	-	13	45	-	-	1	17	1	-	-	-	-	-	7	341

イ 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する 20 歳未満の児童を監護している父、若しくは母又は、養育者に対して特別児童扶養手当を支給した。

表 15 - (3) - イ 特別児童扶養手当受給状況 (単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
令和元年度	170	37	9	55	74	1	-	93	83
令和 2 年度	168	31	11	54	75	1	-	86	86
令和 3 年度	167	28	4	65	70	-	-	93	74
茂原市	110	18	4	41	47	-	-	59	51
一宮町	15	1	-	8	6	-	-	9	6
睦沢町	6	1	-	3	2	-	-	4	2
長生村	17	3	-	6	8	-	-	9	8
白子町	10	2	-	4	4	-	-	6	4
長柄町	5	1	-	2	2	-	-	3	2
長南町	4	2	-	1	1	-	-	3	1

(注) 1 人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(4) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子父子寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表 15 - (4) - ア 母子・父子福祉資金貸付状況 (単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
令和元年度	-	-	1,128	-	-	-	-	-	1,000	-	-	-
令和 2 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 3 年度	-	-	1,250	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茂原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
睦沢町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白子町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長柄町	-	-	530	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長南町	-	-	720	-	-	-	-	-	-	-	-	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 1 5 - (4) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
	令和元年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茂原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
一宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
睦沢町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長生村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白子町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長柄町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(5) 家庭児童相談に関する支援状況

管内町村に対して、家庭相談員による家庭における児童養育等についての相談に応じ、町村等関係機関と連携を図りながら助言・指導を行った。

表 1 5 - (5) 家庭児童相談状況

(単位：件)

区分 年度	相談総数 (延)	(再掲)			相談内容					令和3年度個別支援 会議内訳	
		訪問	電話	面接	学校生活	家庭環境	生活習慣	障害	その他	対象者	人数
										乳幼児	11
令和元年度	335	120	211	4	139	107	12	37	40	中学生	13
令和2年度	339	201	131	7	140	113	29	23	34	高校生	4
令和3年度	276	122	150	4	89	98	22	8	59	その他	-

(6) 高齢者福祉

満百歳に対する敬老事業や、老人福祉施設入所中の公的年金を支給されない者に対し、法外援護給付金の支給を行った。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

今年度百歳になる者に対し、社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣からの祝状及び記念品を贈呈した。

表 1 5 - (6) - ア 百歳者 (単位：人)

区分 市町村	百 歳 者	左 の 内 訳	
		男	女
令和元年度	54	10	44
令和 2 年度	60	4	56
令和 3 年度	62	6	56
茂原市	32	3	29
一宮町	6	1	5
睦沢町	3	-	3
長生村	7	1	6
白子町	8	1	7
長柄町	2	-	2
長南町	4	-	4

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し、法外援護給付金を支給した。

表 1 5 - (6) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

区分 年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
令和元年度	8	376,000
令和 2 年度	4	206,800
令和 3 年度	4	225,600

(7) 障害者福祉

市町村が障害者福祉の向上を図るため実施する手当支給事業、または助成事業に対し補助金を交付した。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付した。

表 15 - (7) - ア

在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当支給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数 (人)	補助金額(円)	件数 (人)	補助金額(円)
令和元年度	109	5,397,600	-	-
令和2年度	114	5,626,825	-	-
令和3年度	122	5,760,900	-	-
茂原市	83	3,022,775	-	-
一宮町	7	363,300	-	-
睦沢町	4	207,600	-	-
長生村	14	666,050	-	-
白子町	2	95,150	-	-
長柄町	6	224,900	-	-
長南町	6	281,125	-	-

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度障害児・者に、市町村が行う日常生活用具取付費の給付に対して補助金を交付している。

表 15 - (7) - イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
令和元年度	-	-	-
令和2年度	-	-	-
令和3年度	-	-	-

ウ 障害者差別相談事業

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（以下「障害者条例」という。）」に基づき、県内 16 圏域に配置された広域専門指導員により、障害のある人への差別等に関する相談及び障害者への理解を広げるための啓発活動等を行っている。

表 1 5 - (7) - ウ 障害者差別相談状況 (単位：件)

区 分	差別等 相 談		差別等相談活動件数内訳						再掲		その 他の 相談 件数	条 例 周 知 活 動
			電 話	来 所 面 接	訪 問 面 接	関 係 機 関 連 絡 ・ 調 整	事 例 検 討 会 ・ 会 議	そ の 他	虐待の 相 談			
	実 件 数	活 動 件 数							実 件 数	活 動 件 数		
令和元年度	10	108	66	2	6	28	4	2	-	-	77	53
令和 2 年度	2	23	7	3	3	13	-	1	-	-	127	46
令和 3 年度	5	29	14	1	1	10	-	3	-	-	103	63

エ 地域相談員の委嘱

障害者条例では、障害のある人に対する理解を広げ、できるだけ地域で問題解決をめざした相談を行う身近な相談役として、当条例に規定する各分野に識見のある者を地域相談員として委嘱し、広域専門指導員と連携して相談活動を行っている。

表 15 - (7) - エ 地域相談員委嘱状況 (単位：人)

区分 市町村	身体障害 者相談員	知的障害 者相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
令和元年度	13	8	7	28	16	12
令和2年度	13	8	7	28	16	12
令和3年度	12	8	12	32	18	14
茂原市	5	3	11	19	11	8
一宮町	2	1	-	3	2	1
睦沢町	1	1	-	2	1	1
長生村	1	1	1	3	2	1
白子町	1	1	-	2	-	2
長柄町	1	1	-	2	1	1
長南町	1	-	-	1	1	-

オ 地域相談員等研修会

地域相談員及び市町村等の関係職員が、障害に関する正しい知識と理解を深め、連携した相談活動を展開するため、「長生圏域地域相談員等研修会」を開催している。

表 15 - (7) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
該当無し	-	-

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催中止。

(8) 配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)からの暴力を受けた被害者からの相談を受け、必要な助言・支援を行った。(平成 22 年度から、通報件数に交際相手からの暴力も含む)

表 15 - (8) 配偶者暴力相談支援状況 (単位: 件)

区分 年度	総相談件数			来所相談件数			電話相談件数			出張相談件数		
	うち DV 総数	うち スト カー 行為等	うち 内閣府 報告 分	うち DV 総数	うち スト カー 行為等	うち 内閣府 報告 分	うち DV 総数	うち スト カー 行為等	うち 内閣府 報告 分	うち DV 総数	うち スト カー 行為等	うち 内閣府 報告 分
令和元年度	191	176	143	61	61	58	130	115	85	-	-	-
令和2年度	121	99	91	36	33	33	83	64	56	2	-	2
令和3年度	168	165	149	54	54	52	110	107	93	4	-	4
区分 年度	書面提出件数		通報件数		来所相談 証明書 発行件数		交際相手からの暴力相 談件数					
	1	2	7	3	24	31	総数	通報				
令和元年度	1	2	7	3	24	31	-	-				
令和2年度	1	2	-	-	24	31	-	-				
令和3年度	2	2	3	3	31	31	-	-				

(9) 戦傷病者の援護

厚生労働大臣から委託された戦没者遺族相談員を設置し、戦没者遺族の相談等に応じるとともに、戦傷病者に対し補装具の支給、乗車券の交付及び医療券の交付等援護の業務を行った。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳を所持している者からの請求に応じ、補装具の支給を行った。

表 15 - (9) - ア 管内戦傷病者数及び援護状況 (単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証 (変更)の 交付
令和元年度	4	1	-	-
令和2年度	1	-	-	-
令和3年度	-	-	-	-
茂原市	-	-	-	-
一宮町	-	-	-	-
睦沢町	-	-	-	-
長生村	-	-	-	-
白子町	-	-	-	-
長柄町	-	-	-	-
長南町	-	-	-	-

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

厚生労働大臣から委託された戦没者遺族相談員が、戦没者遺族の福祉の増進を図ることを目的に、戦没者遺族の援護の相談、必要な指導、助言、関係機関業務の円滑なる遂行に資する業務を行った。

表 15 - (9) - イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	茂原市	一宮町・白子 町・長生村	睦沢町・長柄 町・長南町	合計
戦没者遺族相談員	1	1	1	3
戦傷病者相談員	1 (東金市・山武市・山武郡地区も分担)			1

(10) 児童手当事務指導監査

児童手当法に基づく児童手当の認定・支払事務の適切な運営を図るため、管内市町村の指導監査を行った。

表15-(10) 児童手当事務指導監査状況

市町村	令和元年度	令和2年度	令和3年度
茂原市	令和2年2月	-	-
一宮町	-	-	-
睦沢町	-	-	-
長生村	-	-	-
白子町	-	-	-
長柄町	令和2年2月	-	-
長南町	令和2年2月	-	-

※令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

(11) 中核地域生活支援センター連絡調整会議(部会)

平成16年10月から開始した中核地域生活支援センター事業に関し、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議等を年1回を目安に、地域の実情に応じて開催する。

平成30年度から令和3年度は未開催となっている。

表15-(11)-ア 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	-
場所	-
内容	-
構成員・参加者人数	-

表15-(11)-イ 中核地域生活支援センター連絡調整会議部会実施状況

開催日	-
場所	-
内容	-
構成員・参加者人数	-

(12) 生活困窮者自立支援制度に関する支援状況

生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、県から委託を受けたNPO法人長生夷隅地域のくらしを支える会が、生活に困窮している方に対し就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けたプランの作成等を行った。

表15- (12) 生活困窮者自立支援実施状況

	支援調整会議（回数）	新規相談受付件数（総数）	プラン作成件数（総数）	就労支援対象者数	法に基づく事業等利用件数							その他		（一般就労者数）	支援メニューの利用状況							増収者数（総数）		
					住宅確保給付金※2	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業※3	就労訓練事業	自立相談支援事業による就労支援	生活福祉資金等による貸付	生活保護受給者等 就労自立促進事業	生活保護受給者等 就労自立促進事業		住宅確保給付金※2	一時生活支援事業	家計相談支援事業	就労準備支援事業※3	就労訓練事業	自立相談支援事業による就労支援	就労自立促進事業		生活保護受給者等	その他
令和元年度	8	85	46	25	1	—	—	—	6	—	25	5	11	15	1	—	—	—	6	—	25	11	—	23
令和2年度	4	228	64	33	32	—	—	37	7	—	33	17	15	29	32	—	—	7	—	33	15	—	33	
令和3年度	0	178	28	17	9	—	—	22	6	—	17	97	2	18	9	—	—	6	—	17	2	—	23※4	
一宮町	—	40	—	—	2	—	—	7	2	—	—	—	—	5	2	—	—	2	—	—	—	—	—	6
陸沢町	—	16	—	—	1	—	—	0	1	—	—	—	—	2	1	—	—	0	1	—	—	—	—	3
長生村	—	50	—	—	3	—	—	2	0	—	—	—	—	2	3	—	—	2	0	—	—	—	—	3
白子町	—	42	—	—	2	—	—	9	2	—	—	—	—	7	2	—	—	9	2	—	—	—	—	9
長柄町	—	19	—	—	1	—	—	1	0	—	—	—	—	1	1	—	—	1	0	—	—	—	—	1
長南町	—	11	—	—	0	—	—	3	1	—	—	—	—	1	0	—	—	3	1	—	—	—	—	1
不明	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合同会議※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※1… 6町村参加の合同支援調整会議 ※2… 延長、再申請等の申請総数ではなく、新規申請者数を記載 ※3… プラン作成数ではなく実参加者数を計上
 ※4… 全就労者数に増収支援（年金、給付金等の支援手続き）を含んだ数を記載

